

## 役務

No.	提出書類 一覧表No.	質問事項	回答
1	No.10~13 No.15~16	納税証明書や滞納のない証明書について、納税の猶予許可を受けている場合はどのような書類を提出する必要がありますか。	「滞納の猶予許可通知書」等の納税が猶予されている書類をご提出ください。
2	No.18~19	営業を始めて2年目に入って間もなく、1年分しか実績がありません。「営業実績調書【民間業者、国又は地方団体】(様式第9号)」と「営業実績総括表(様式第10号)」には1年分の記載でよいですか。	営業実績のある1年分の記載で構いません。
6	No.26	「印刷業者調査票(様式第14号)」の「各種資格取得」の欄には、どのような資格を記載したらよいですか。	「印刷業者調査票(様式第14号)」の「各種資格取得」の欄には、職業能力開発促進法に基づく技能検定による資格取得者について記載してください。この場合、「技術職員(インストラクター含)技術者有資格者名簿(様式第2号)」の作成は不要です。
4	証明書類	添付する証明書類は写しでも大丈夫ですか。	写りが鮮明であれば写しで構いません。「提出書類一覧表」の右側備考欄に写しの可否を記載していますので、ご確認ください。また、発行日より3カ月以内の提出を求められている書類については、令和6年9月1日以降に発行されたものとします。
5	営業実績が 1年未満	営業を始めて1年未満のため、今回は申請することができません。次の登録申請受付はいつになりますか。	今回は、2年に1回の追加で行う申請受付を予定しており、有効期間は1年間の登録となります。次回は、1年後に、有効期間2年間の定期登録です。時期が近づきましたらホームページにてお知らせします。
6	所在地区分	本社が県外にあり、営業所が県内の浦添市外にある場合は所在地区分はどの区分になりますか。	この場合は、所在地区分は「県外」になります。
7	所在地区分	本社が市外にあり、市内に営業所を設けて法人市民税を納めているが、準市内業者の要件である「浦添市内の営業所に入札、契約に関する一切の権限を委任していること」に該当しない。その場合の所在地区分はどうなりますか。	準市内業者の要件全てを満たしていない場合は、「市外業者」の取り扱いになります。なお、所在地区分と事業所等の要件は、要綱P2に掲載していますので、そちらもご確認ください。
7	清掃業務 「常用清掃員 数」	清掃業務の「常用清掃員数」の基準はどのようになりますか？	下記①、②のいずれかに該当する者。 ①期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。 ②日々又は1か月以内の期間に限って雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。
8	申請後の 納税証明 書の提出	提出一覧表の欄外に、「10、16、13の書類は、申請後も決算年度毎に確認します・・・」とありますが、提出期限はありますか？	各業者で決算月が異なるため、決算が反映された最新の納税証明書が発行できる時期に、速やかに提出をお願いいたします。